

令和7年度愛知県主任相談支援専門員研修

基幹相談支援センターにおける 地域連携

令和8年1月27日

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

豊川市障害者相談支援センター松井伸夫

※令和元年度主任相談支援専門員養成研修、令和7年度相談支援従事者指導者養成研修会の資料を
ベースに作成をしています

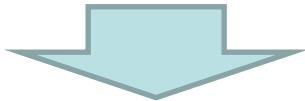
本科目のねらい

1. 基幹相談支援センター設置経緯や運営形態を理解することで、さらなる設置促進と地域の中での基幹相談支援センターの役割や機能を明確化する取り組みに繋げる。
2. 基幹相談支援センターの役割を理解することで、各事業の推進と地域での浸透に繋げていく。
3. 相談支援従事者養成研修の中での主任相談支援専門員及び基幹相談支援センターの役割の理解を促進する。

1 基幹相談支援センターの 設置経緯と設置形態及び設置状況

基幹相談支援センターの設置経緯

- ・1996年 国の補助による相談支援(相談支援従事者の配置)
- ・2003年 支援費制度に伴う一般財源化(ケアマネジメント)
- ・2006年 自立支援法に伴う個別給付化(法的な位置づけ)
- ・2012年 総合支援法に伴う計画相談支援及び地域相談支援、障害児相談支援(支給決定プロセス)



- ・相談支援の拡充により、「地域資源の不備や地域課題の解決に向けた取り組み」「相談支援従事者(相談支援専門員)の後ろ盾と育成」が高まり、「基幹相談支援センター」が位置付けられた

基幹相談支援センターの設置経緯による差異

基幹相談支援センターとして十分機能していない

基幹相談支援センターの役割や機能が不明確

結果として起こっていること

- ・専従職員が配置されていない率が高い。
- ・相談支援事業所と併設のため、業務の内容が分離できない。
- ・支援困難事例の相談に対応し切れていない。
- ・協議会との連携がうまくいっていない。
- ・利用計画の評価をしている割合が少ない。
- ・地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が少ない。
- ・権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施できていない。
- ・日曜日の窓口を休みにしているところが多い。

検討などがなく、とにかく設置

基幹相談支援センターとして十分機能している

基幹相談支援センターの役割や機能が明確

結果として起こっていること

- ・専従職員が配置されている率が高い。
- ・基幹センターとしての業務の内容を実施。
- ・支援困難事例の相談に対応している。
- ・協議会との連携がうまくいっている。
- ・利用計画の評価をしている割合が高い。
- ・地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が多い。
- ・権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施している。
- ・日曜日の窓口を開いているところが多い。

協議会などで検討

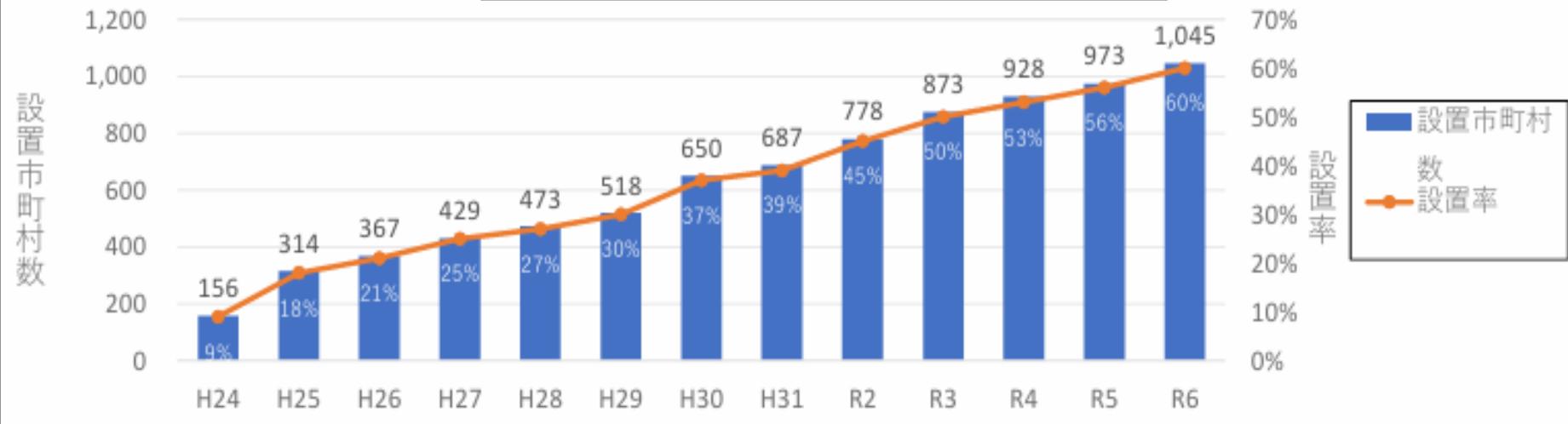
平成25年度障害者総合福祉推進事業 基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究より(一部修正)

基幹相談支援センターの設置(留意点)

- ・基幹相談支援センターの役割と相談支援事業と役割の整理
(重層的な相談支援体制の構築)
 - ・市町村行政とのパートナーシップ(中立性と公平性の担保)
 - ・人口規模による工夫(大規模地域では、担当エリア、サテライト型、などの工夫があり、小規模地域では、市町村の相談窓口や他分野の相談窓口との連携及び協働、などの工夫)
- 
- ・設置に向けては、市区町村行政との共有(目的や役割)、協働作業が必須。中立公平性を担保しながら、地域や関係機関と連携し協働する形ができ、協議会の活用につながっていく

2019年度 基幹相談支援センター設置促進のための手引き(公益社団法人日本社会福祉士会作成を一部引用)

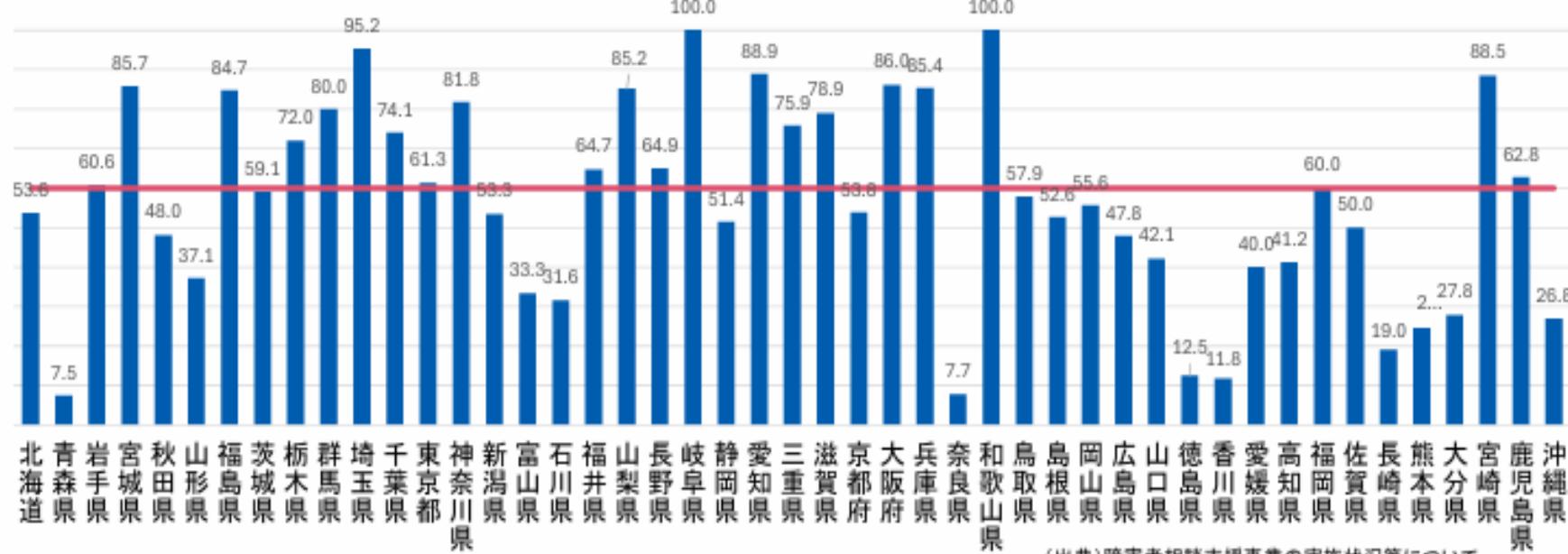
基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



単位:%

基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

【設置率の全国平均:60%】



(出典)障害者相談支援事業の実施状況等について

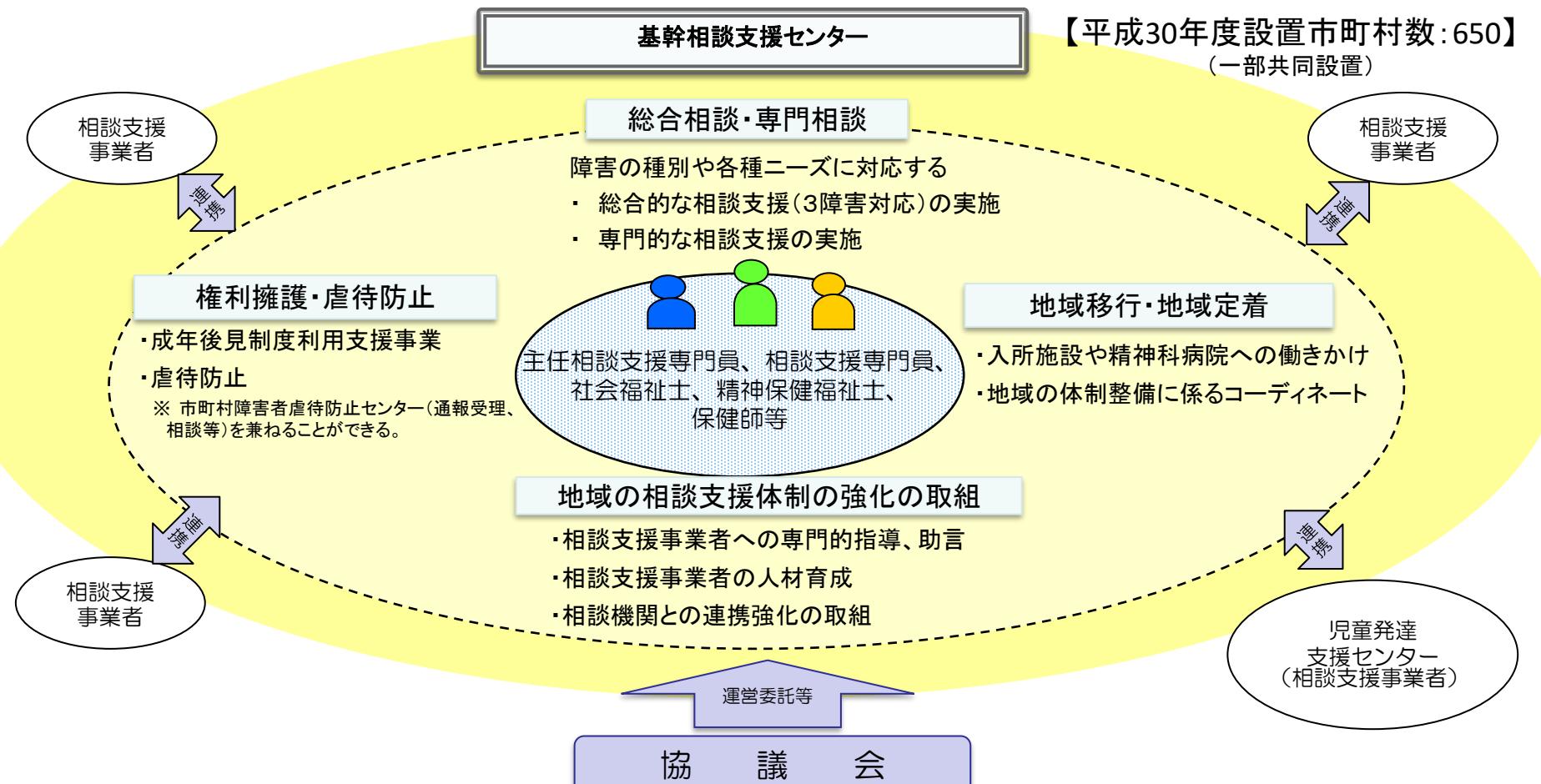
2 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターの役割のイメージ(法改正前)

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

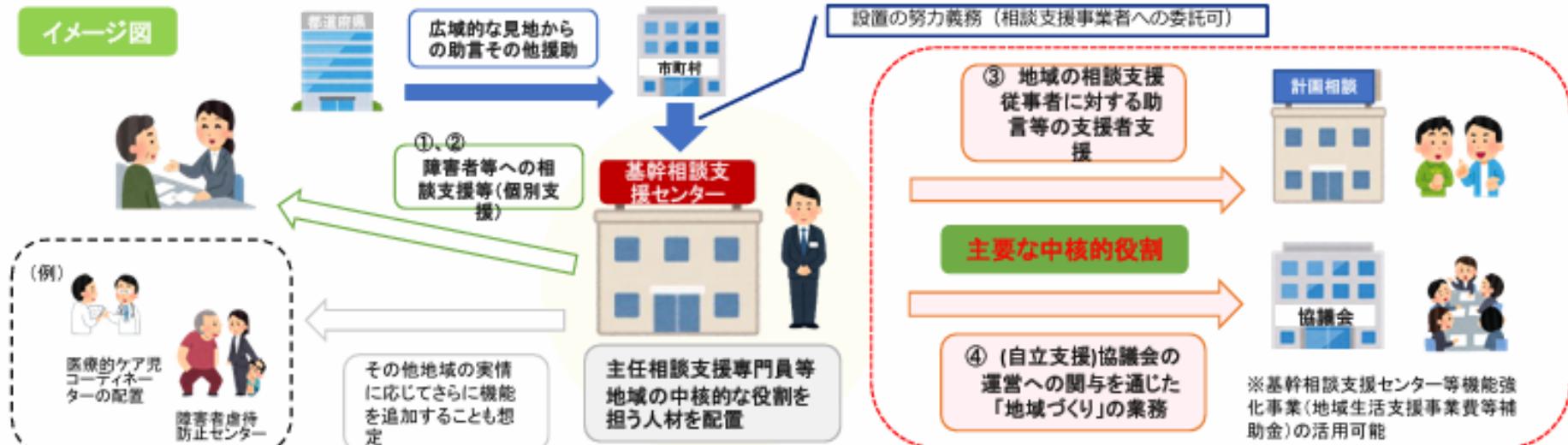
基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。 (法第77条の2第2項)
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる (同条第3項)) 新
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。 (法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務

(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 新 ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
- 新 ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- ※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。 (法第77条の2第7項) 新

イメージ図



基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億円の内数（501億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

注) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。

また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
- とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

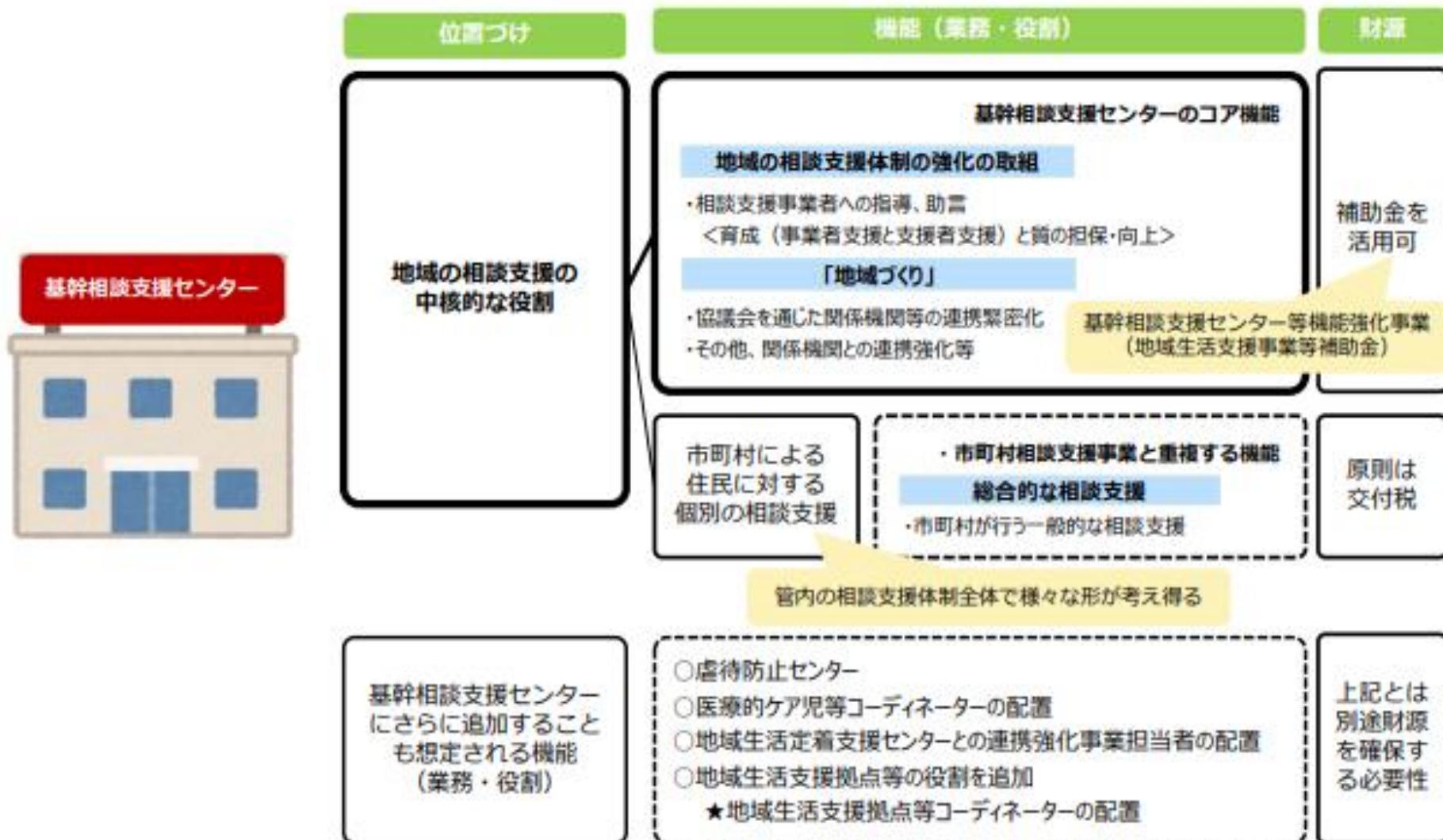
現 行	見直し（案）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 (注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする (注)主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

基幹相談支援センターの役割（イメージ）

本イメージは現在検討中のものであり、今後修正等もあらう



管内の相談支援体制全体で様々な形が考え得る

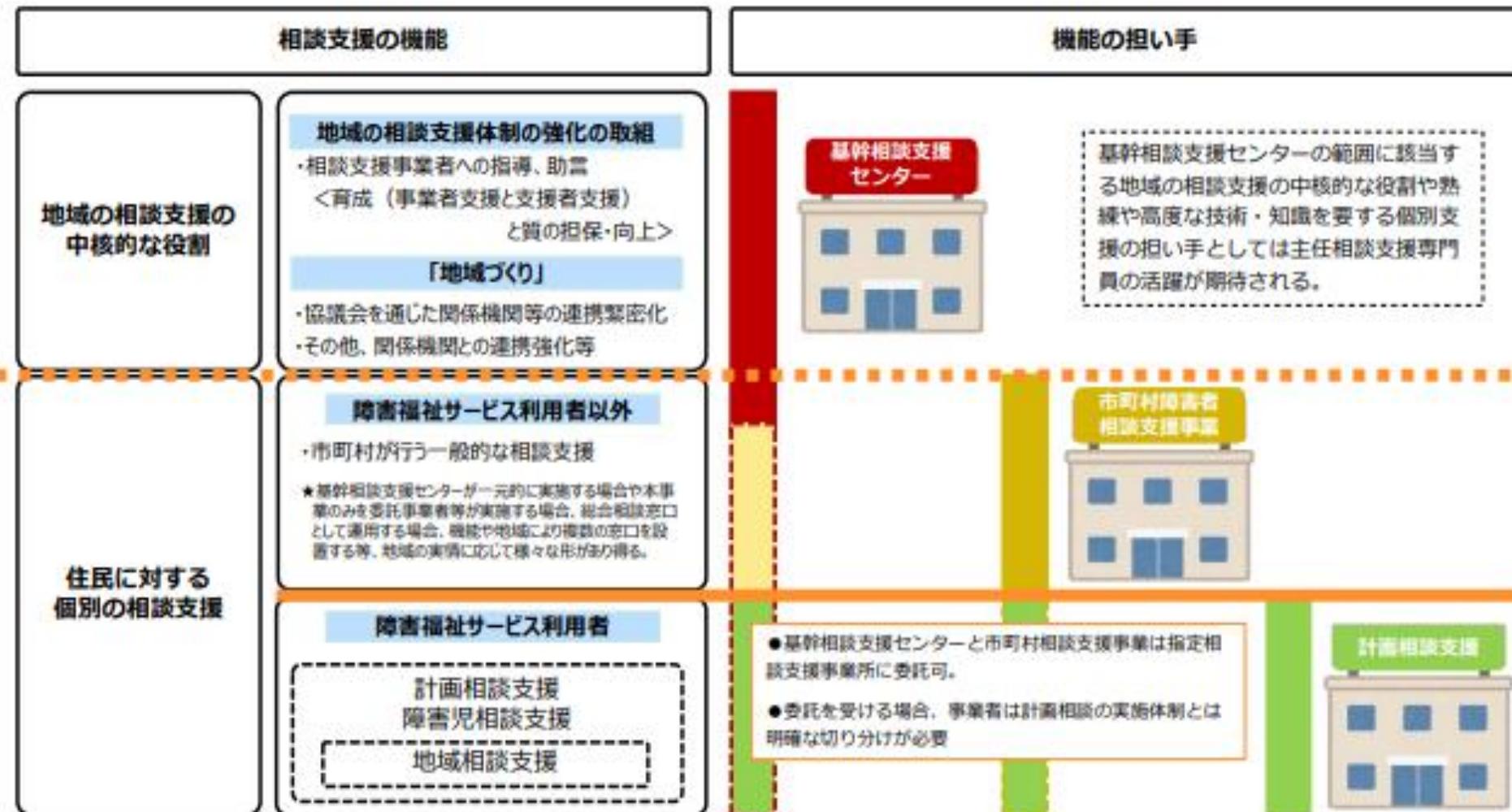
基幹相談支援センターにさらに追加することも想定される機能
(業務・役割)

- 虐待防止センター
 - 医療的ケア児等コーディネーターの配置
 - 地域生活定着支援センターとの連携強化事業担当者の配置
 - 地域生活支援拠点等の役割を追加
- ★地域生活支援拠点等コーディネーターの配置

上記とは別途財源を確保する必要性

地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



基幹相談支援センターに求められる役割

【 総合相談・専門相談 】

- ・ワンストップ機能(受け止め、つなぐ)と側面(後方)的支援の整理（断らない相談って…？）
- ・支援者が困難と感じている(世帯や家族、支援拒否、など)方への入り口や広域調整が必要な相談支援の在り方
- ・ライフステージに沿った伴奏型の相談支援
- ・発達障がいや医療的ケアを伴う方への支援
- ・共生社会の実現へ向けた架け橋となる相談支援
- ・災害時における支援の在り方

などなど…

基幹相談支援センターに求められる役割

【 地域の相談支援体制の強化の取組 】

相談支援事業者への専門的指導、助言

- ・個別支援を通した(面接場面やケア会議、など)関わり
- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を通した
関わり
- ・相談支援事業者が集える場の設置と活用
- ・制度の理解と啓発活動(報酬改定、自立生活援助など)
- ・新たな事業所の設置促進に関する取り組み
- ・重層的な相談支援や多職種多領域との協働を意識した
(地域の実情に沿った)相談支援体制の構築

などなど…

基幹相談支援センターに求められる役割

【 地域の相談支援体制の強化の取組 】

相談支援事業者の人材育成

- ・基幹相談支援センターの設置促進と主任相談支援専門員の配置
- ・事業所や法人を超えた、定期的な小グループによるスーパービジョンや事例検討
- ・地域における実地教育(OJT)やスーパーバイズの啓発
- ・相談支援従事者養成研修の新カリキュラムにおける基幹相談支援センターの役割
- ・地域に応じた研修の開催

などなど…

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

法律への明記 (障害者総合支援法77条の2第1項第3号)

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

○ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- 支援者支援
- 事業所支援
- 支援（業務）の検討・検証

「助言・指導」の価値観の問い合わせ
水平性の追求・支援者も本人主体

相談支援の質と中立公正性の地域での担保



支援の質の均一化、向上

① 支援の検討・検証の場の設置・運営

② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

【協働の基盤】関係性の構築
① 共通の知識と認識（理解）のもと
② 共に考える

主任相談支援専門員養成研修+a

「相談支援の手引き（仮称）」

「地域でのOJT実施マニュアル（仮称）」

「相談支援従事者養成研修の実習実施（受入）マニュアル（仮称）」

自治体・基幹相談支援センターに発出するとともに活用法も丁寧に伝達することを検討中

【現時点で参考となるもの】

- ① 令和3・4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育（OJT）の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事する者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

モニタリング結果の検証

「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」は日本相談支援専門員協会ホームページから無料でダウンロードできます。

日本相談支援専門員協会



方法が分かってくると、なんだかやれそうな気がしてきたよ。

うんうん！では実際にやってみましょう！と言いたいところだけど、もう一つ大事なことを伝えておかないと。モニタリング結果の検証を上手く実施するためには「方法」とともに「指標」の設定も欠かせないんだよ。

えっ！？モニタリングの「指標」って何なの？

客観的な視点に基づいて障害者ケアマネジメントを評価する指標を用いることで、検証そのものの信頼性を担保することよ。一定の「もの差し」がないと個人の価値観に偏ってしまうからね。検証の目的を損なわなければ指標はアレンジしても大丈夫だけど、参考になる代表的なものを紹介するわ。

↓ ↓ ↓

平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「サービス等利用計画評価サポートブック」



主にはサービス等利用計画の評価項目を参考にしてみてね。



OK！指標もしっかり確認してみるよ。では、この概要版を持って地域の関係者のところにいってモニタリング結果の検証を始めてみるよ。

ちょっと待って！！

この概要版は「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」を参考に作成されたものの。だから、きちんと手引きを確認してからのほうがより効果的に実施できるよ。日本相談支援専門員協会のホームページからダウンロードできるから是非活用してみてね。

ありがとう！手引きもしっかり読んでおかないと、だね。相談支援事業所の質の向上や、公正性・中立性が高まるように頑張ってみるよ！では、いってきまーす！



基幹相談支援センターに求められる役割

【 地域の相談支援体制の強化の取組 】

相談機関との連携強化の取組

- ・他職種、他領域、とのネットワーク構築

日常業務の中で、子ども、子育て、教育、医療、就労、法律、などの機関との関係性が取れているか

- ・地域共生社会(包括的な相談支援体制)の実現に向けた取り組み・・・断らない相談って？

- ・地域生活支援拠点等の整備

- ・地域のありふれた資源の活用

- ・災害時における支援体制

- ・基幹相談支援センター同士の連携

などなど…

基幹相談支援センターに求められる役割

【 権利擁護・虐待防止 （支援を受けた意思決定） 】

相談支援＝相談支援を駆使した生活支援＝権利擁護・虐待防止

成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度の活用と後見人とのチーム作り

虐待防止

- ・虐待防止センターの評価と、虐待の背景や状況の分析を行い、具体的な防止に向けた取り組み
- ・日常生活自立支援事業の活用

などなど…

現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センター**について、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- **地域生活支援拠点等**を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- **地域の協議会**で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- **市町村等**が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。※具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

市町村(①～③の整備・設置主体)

設置を努力義務化

①基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

関係機関との連携の緊密化

※本人や家族等からの相談

日常的な相談

相談支援事業者

相談支援事業者への支援
(助言・指導等)

主任相談支援専門員等

障害者

日常的な支援

サービス利用
計画策定等総合相談
専門相談

緊急時の相談・対応

拠点コーディネーター

地域移行の推進
(体験の機会・場)

② 地域生活支援拠点等
(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進するサービス拠点)

※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

整備を努力義務化

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

守秘義務を設ける

3 基幹相談支援センターと 主任相談支援専門員の役割 ～協議会の活用と人材育成～

協議会を活用した相談支援体制構築

- ・協議会において、通年テーマを設定
- ・協議会委員や部会を中心に、アンケート実施
- ・集計したデータを分析
- ・必要な相談支援体制をデザイン
- ・相談支援体制の強化と、地区担当制
- ・市民センターや包括支援センター、障害種別や年代を問わない相談窓口と他機関連携ネットワークの構築へ向けた一歩

(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。（共同設置可）（法第89条の3第1項）
 - 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（法第89条の3第2項）**新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
 - 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。（法第89条の3第3項・4項）**新**
 - 協議会関係者は、守秘義務を有する。（法第89条の3第5項）**新** (自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン（改定版）発出予定
 - 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聞くよう努めなければならない。（法第88条第9項、第89条第7項）
 - 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。
- (法第89条の3第5項) **新**

(自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R6.4月時点)

市町村: 1,689自治体(設置率約97%)

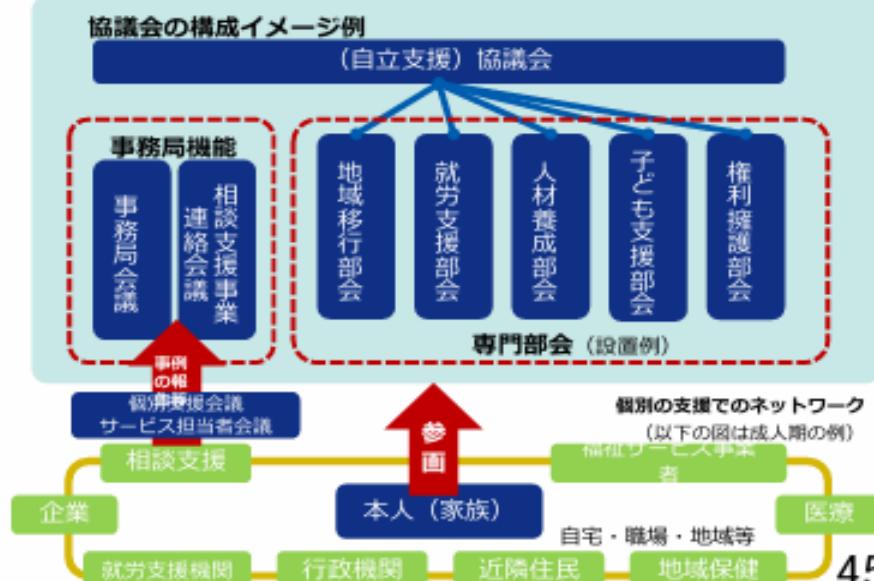
※協議会数: 1,212箇所

都道府県: 47自治体(設置率100%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等



(自立支援) 協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- (自立支援) 協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村：1,689自治体（設置率約97%） ※協議会数：1,212箇所
都道府県：47自治体（設置率100.0%）

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健所・保健センター、医療機関等、権利擁護支援における中核機関等、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

法律への明記 (障害者総合支援法77条の2第1項第4号)

令和6年4月1日施行

「第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務」

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等の支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（「関係機関等」）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

これらは相互に関係

① (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村と協働 マクロ

- ↑・当然のことながら「地域づくり」の活動は幅広いものが想定されるが、障害者総合支援法では、その活動の核として、協議会を通じた「地域づくり」に参画することについてを規定。

② ((自立支援)協議会の) 基盤となる「地域づくり」の活動 メソ マクロ

- ・管内の（特に計画相談支援）相談支援事業所のバックアップ等を通じた活動（ミクロ～メソのつなぎ）
←連携：関連分野の多職種連携・他分野等の連携・地域住民との連携・広域連携
・課題・テーマ別の取組の推進

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」例

○ (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村等と協働

① 計画相談支援事業所・市町村相談支援事業の担当者等と連携し個別の課題を検討し、地域の課題を抽出。【事務局会議・相談支援部会等】

・計画相談支援・障害児相談支援事業所の地域づくりの取組や協議会への参画を推進。

※機能強化型基本報酬（複数事業所の協働体制）や地域体制強化共同支援加算の活用

② 整理した課題について、専門部会等で検討すると共に、実際の課題解決に向けた取組を推進。

・資源の開発は新規創発だけでなく、既に地域にあるものに障害者等がアクセスできるようにする等の改善も重要であるとともに、必要な関係者に主体的に参画してもらえるようにする働きかけと当事者を含む関係者の（小さくとも）成功体験の積み重ねが重要。そのためにも進捗管理や振り返り（評価）が重要。

③ 連携：他分野等との連携・地域住民との連携・広域連携

・障害福祉サービス事業所のみならず、保健・医療・教育・就労等のライフステージにも応じた様々な関係機関、広域の（専門的）支援機関との連携や地域住民等も含めた取組の推進。都道府県協議会との連携。

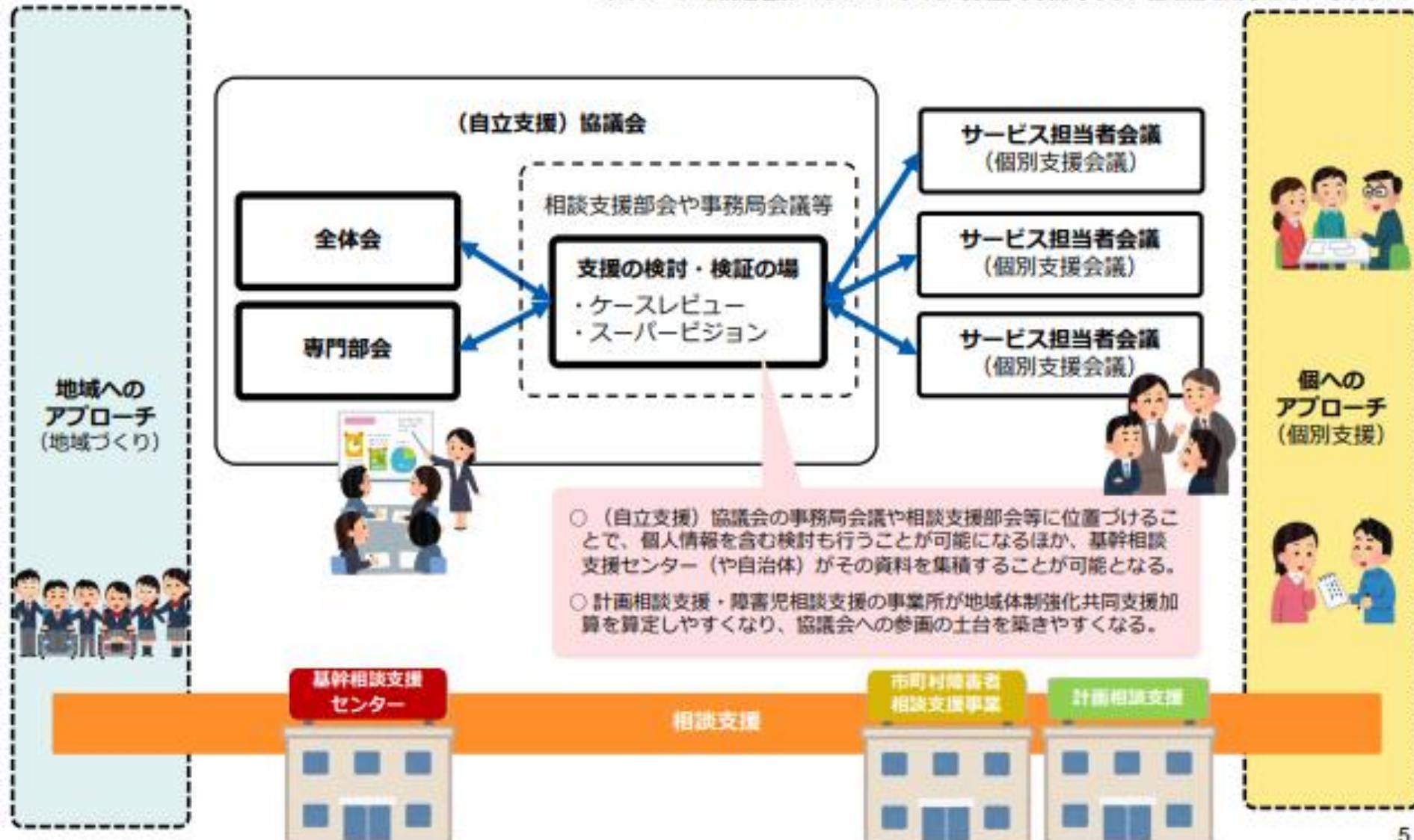
・他法他施策による相談支援との連携や重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の包括的支援体制整備、地域共生社会の実現に向けた取組の検討・参画。

④ 計画的な体制整備

・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定への関与や進捗管理・評価。

地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



相談支援従事者養成研修の充実へ向けた 議論の中での役割

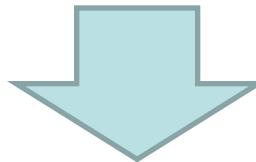
- ・相談支援専門員は、経験を積み重ねても自己の振り返りが必要な業務ですが、日常業務に追われてしまい、そのような機会を得ることが難しい状況。
- ・自らの支援について他者から助言・指導を受ける機会が少ないことから、助言等を期待して研修を受講される方も多い。
- ・そのため、研修の「合間」に基幹相談支援センター等に出向いて実地研修を組み入れることで、研修後も基幹相談支援センター等で継続して相談・助言等が受けられる機会を作ることが目的。

相談支援従事者養成研修の充実へ向けた 議論の中での役割

- 初任者研修及び現任研修の新カリキュラム案では、研修期間に合間を取り、地域での相談支援体制や、協議会の状況をアセスメント「地域アセスメント」してくるような課題が予定
→ 当然受講生は、基幹相談支援センターを頼るはず
- また、同様に「個別支援」に関する助言や指導を地域で受けてくる課題もあり、チームアプローチや見立てと手立てなどに関する相談をしてくるような課題も予定
→ 当然受講生は、基幹相談支援センターを頼るはず

相談支援従事者養成研修の充実へ向けた 議論の中での役割

- 研修での実地研修の実施によって、指定特定相談支援事業所と基幹相談支援センターとの連携が始まる
- 顔を合わせることでつながりができる。
- 基幹相談支援センターの役割を知ることで、相談できる相手が地域にあることを学ぶ(孤立感の解消)



- 研修後、基幹相談支援センターを中心とした相談体制の構築
- 相談支援専門員連絡会の定期的な開催、支援困難事例(多職種連携)への相談・助言、事例検討を通して支援強化等
- 制度理解(各種加算の有効活用)

主任相談支援専門員

- ・主任相談支援専門員の事業所(基幹相談支援センター、など)での役割
- ・主任相談支援専門員の法人での役割
- ・主任相談支援専門員の協議会での役割
- ・主任相談支援専門員の地域での役割
- ・主任相談支援専門員としての「あなた」の役割

人を動かす原則

- ①批判も非難もしない
- ②率直で誠実な評価を与える
- ③人の立場に身を置き、強い欲求を起させる

~D・カーネギー著「人を動かす」(創元社)より~

みんな
なかよく

参考文献

平成25年度障害者総合福祉推進事業
基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究報告書
(長野県相談支援専門員協会)

基幹相談支援センター設置促進のための手引き
(2019年 公益社団法人日本社会福祉士会)

改訂障害者相談支援従事者研修テキスト主任研修編
(日本相談支援専門員協会監修 小澤温編集)